

「秋田県総合交通ビジョン（素案）」に係る意見募集結果について

秋田県では、「秋田県総合交通ビジョン」の策定をしています。

このたび、平成20年2月1日に素案を公表し、県民の方々から広く意見等を募集した結果は次のとおりでした。寄せられた意見・要望等は、ビジョン策定の参考にさせていただきます。ありがとうございました。

1 意見等の募集期間

平成20年2月1日（金）から平成20年2月29日（金）まで

2 意見・要望等の状況

(1) 意見等の数 2件

(2) 受付区分ごとの内訳・内容 ・メール 2件

(3) 主な意見に対する県の考え方・回答

意見等の概要	県の考え方・対応
<p>1 県内地域間及び広域ブロック内交流の促進について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道について、新幹線整備よりも、現状では在来線について、もっと積極的に事業者と関わってほしい。 ○ 県民に利用を促すにしても、まず、ハード面を可能なものから整えていくことが先ではないか。 ○ 県全体の交通手段のことを、大手企業相手に要望するのは、県でなければできないことだと思う。情報を収集し、タイムリーな対応をお願いしたい。 ○ 東北新幹線の青森開業を控えているので、接続列車のダイヤ、さらには在来線特急列車の余剰車両を特急「かもしか」や奥羽南線への快速列車の投入などを検討・要望してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 在来線についても、幹線鉄道の整備は、国が国家的観点から実施すべきものとの考えから、引き続き国やJRに対する要望活動を実施します。要望は、全県的かつ隣県等との交流促進の観点から、時機に合わせた内容となるよう努めます。 ○ 利便性向上のため、ハード整備についても、可能性の高いものから要望していきます。 ○ 鉄道利用者の減少が、施設整備に対する新規投資をためらわせる大きな要因となっていることから、利用促進のための取組が重要であると考えています。

<p>○ 車両や線路の高規格化に税金を投入してもよいのか。</p>	
<p>2 安全・安心の確保について</p> <p>○ 除雪・排雪をしっかりとしてほしい。</p> <p>○ 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の補修・維持管理体制に問題がある。</p> <p>○ 信号機が錆だらけで、押しボタン信号のボタン部分が腐食したり、配線が露出し、故障や感電の危険があるものや、庇が欠けた信号機が放置されている。</p> <p>○ 表面的な見栄えにとらわれ、設置・更新して終わりではなく、個別のメンテナンスをしっかりとお願いしたい。</p> <p>○ 一般県民などに協力を仰いで道路や設備の不備を報告するような制度を作ってはどうか。</p>	<p>○ 市町村とも協力し、適切な除雪・排雪に努めます。</p> <p>○ また、点字ブロック等交通関係施設についても、適切な維持・管理に努めます。</p> <p>○ 交通信号機等交通安全施設については、老朽化の著しい箇所から適宜措置しており、今後も点検を行い補修を要する交通安全施設を優先し、かつ計画的な維持・管理に努めます。</p> <p>○ なお、道路関係の苦情・御要望については、所管の道路管理者や警察署で受け付けているほか、「道の相談室」や「道路緊急ダイヤル」などインターネット上の窓口でも受け付けております。</p> <p>また、交通信号機や標識に関する御意見・御要望については、ドライバー等から広く意見を求める制度として「標識BOX・信号機BOX」がありますのでお気軽に御利用ください。</p>

なお、秋田市から、次のような意見がありました。

意見等の概要	県の考え方・対応
<p>1 秋田県総合交通ビジョン（素案）の審議体制について</p> <p>○ 秋田県総合交通ビジョンを審議する県総合交通懇談会の委員には市町村の代表者が含まれておらず、市町村の意見が反映されていない。県と市町村の協議の場を設置し、県と市町村との役割分担についてあらためて議論するべき。</p>	<p>○ 総合交通懇談会の委員は、有識者や交通事業者のほか、公募などにより依頼し、限られた時間で充実した議論がなされるようにできるだけ少ない人数で構成しております。</p> <p>市町村については、それぞれ実情が異なることから、代表者に委員を依頼するよりも、全ての市町村と意見交換する方</p>

	<p>が有益であるとの考えから、別途、意見交換会を開催しております。</p> <p>なお、総合交通懇談会は、各委員から指導助言をいただくための場であり、審議機関ではありません。</p>
<p>2 県と市町村との役割分担について</p> <p>○ 県内の公共交通に対する責任は、第一義的には「秋田県生活交通対策地域協議会」を主宰する県が有しており、県民の生活の足の維持に対する県の財政面を含めた主体的な関与をビジョンに明記すべきである。</p> <p>○ 「県民にとって、真に必要な公共交通」の定義が見当たらない。定義とそれに対する県の役割を明確に記述すべき。</p> <p>○ 市内のバス路線の維持のため、市町村及び交通事業者は効率化に向けて不断の努力を続けており、こうした努力を維持できるよう財政面を含めて支援するのが県の役割である。したがって、ビジョンにある県と市町村の役割分担の見直しに関する部分を保留すべき。</p>	<p>○ 住民に身近な行政は、最も住民に身近な自治体が行うべきという地方分権の趣旨（市町村優先の原則）は、公共交通の維持確保においても例外ではないことから、市町村内の公共交通は、市町村が第一義的に責任を持って維持確保に努めるべきものです。同様の趣旨は、いわゆる地域公共交通再生法や国の交通政策審議会の報告書にもあり、全国的に共通なものとなっております。</p> <p>○ 「県民にとって、真に必要な公共交通」とは、一律に定義されるべきものではなく、地域の関係者の話し合いにより見出され、共通に認識されるべきものと考えます。</p> <p>○ 県と市町村は、その行政範囲の違いから自ずと果たすべき役割は異なるものであり、それを確率的に記載したものです。</p> <p>なお、この役割分担に基づき、県は、従来から、広域的路線については、国と協調して交通事業者に直接支援し、市町村内の路線については、路線維持を図ろうとする市町村に支援してきています。</p>
<p>3 具体的施策について</p> <p>○ 乗合バス路線に対する支援を幹線的なバス路線の維持に重点化することとしているが、重点化の理由が不明確であり削除すべきである。仮に重点化するのであれば、それに伴う負担増が予想される市町村に対し、県から負担増に見合う財源が移譲され、県民の生活の足の維持に係る財源が保障されることが不可欠であることを明記すべき。</p>	<p>○ 地域の実態に即した効率的で利用しやすい輸送手段への転換を促進するため、より重点的・効果的な補助制度とするものです。</p> <p>なお、重点化等により、仮に市町村の負担が増加するとしても、当該路線の維持は第一義的には市町村が検討すべきものですので、それに係る費用を県が保障すべきものではありません。</p>

○ 県民の生活の足の確保には、立ち上がり時だけでなくその維持にも一定の公費負担が不可欠である。したがって、地域公共交通の維持に対する県の財政面を含めた主体的な関与を明記すべき。

ません。

○ 市町村が主体となって、地域の実情に即した効率的な地域公共交通体系を検討・導入・試行する間、県は支援をします。その間における地域住民との検討により、できる限り補助等を前提としない仕組みへ再編・移行することを目指しています。

なお、このビジョンを踏まえた具体的な補助制度としては、これらの立ち上がり支援に加えて、過疎地域等の条件不利地域における公共交通への新たな支援制度を検討しています。

担当 秋田県建設交通部建設交通政策課地域交通班

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1284

FAX 018-860-3800

E-mail kanrikik@pref.akita.lg.jp